

規則改正案に対するパブリック・コメント及び本協会の考え方について
(JASDAQ 市場における時価総額に係る登録取消基準の見直し等について)

平成 16 年 9 月 29 日
日本証券業協会

本協会では、JASDAQ 市場における時価総額に係る登録取消基準の見直し等について、去る 8 月 23 日から 9 月 6 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間、寄せられた意見(2 件 事業法人) 及びそれに関する考え方は次のとおりである。

株価基準の導入について

全銘柄を一律的に、同じ基準(登録銘柄の時価総額が登録株式数に 2 を乗じて得た数値) としているが、単元株制度を採用していない銘柄であれば、決して 1 株 2 円ということはないと思う。単元株の採用の有無などに配慮して株価を決定(例えば 1 単元(若しくは売買単位) 円) としたほうがよいのではないか。

本協会におきましては、従来より市場評価が低く、投資対象としてふさわしくないものと認められる銘柄に対して、時価総額基準による登録取消基準を規定してきたところでございます。しかし、これまでの時価総額基準では想定していなかった株価が低位に留まり市場評価が著しく低下していると認められるような銘柄については、登録株式数が多大であるために定められた時価総額を充足していたとしても、今回の改正では、単元株制度の採用の有無にかかわらず、1 株当たりの実質的な市場評価が著しく低いということに着目して、早期に市場からの退出を求めることとしたいと存じます。

その他

「登録株式数」とは、「発行済株式数」と異なるのか。

店頭売買有価証券のうち、本協会に備えられている登録原簿に登録(記録) されている株式のことを「登録銘柄」といい、登録銘柄として当該原簿に記載されている株式のことを「登録株式数」と定義しております。

「登録株式数」は、登録管理料の金額の算定や、制度信用・貸借銘柄の選定基準等の事項として利用されております。

このため、実態としては、「登録株式数」の数と「発行済株式数」の数とは、実質的には何ら変わりません。